

## 南種子町農業委員会平成 26 年 10 月総会議事録

1. 開催日時 平成 26 年 10 月 15 日(水) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 40 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	11 番	小脇 又男	(振興部長)		
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	

4. 欠席委員 4 番 古市 道則 7 番 石堂 かよ子

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 20 年度第 1 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 3 号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請(水田裏作)について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 羽生 幸一

農地振興係 河野 裕太

7. 会議の概要

事務局 本日欠席届が会長に出ておりますので、報告いたします。議席番号 4 番古市 道則委員、7 番 石堂 かよ子委員が欠席であります。それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

- 議長 長 ただ今から、第3回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
- (「はい」の声あり。)
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号6番、中峰義哉委員。9番、高田 照美委員を指名します。
- 議事 局長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。
- 局長 それでは諸般の報告を別紙にて報告いたします。9月16日、農業者年金加入推進特別研修会が10時から鹿児島市で開催され、会長・局長が出席しております。内容につきましては、農業者年金の概要と加入推進の必要性、鹿児島県における加入推進取り組み方針についてであります。9月18日・19日・22日の3日間、平成26年度〇〇県(有)Aに関わる農地水田裏作賃貸借契約申請受付を本村公民館、研修センターで開催しております。9月22日、南種子町男女共同参画推進会議が14時から町長室で開催され、局長が出席しております。9月24日、南種子町認定農業者連絡協議会役員会が18時から町研修センターで開催され、会長・職員が出席しております。内容については、平成26年度農業委員と認定農業者との語る会についてであります。9月25日、町報奨金支給選考委員会、13時30分から研修センターで開催され、会長が出席しております。同日、種子島地区さつまいも・でん粉対策協議会生産流通部会が9時から中種子町で開催され、係長が出席しております。内容につきましては、平成26年度でん粉原料用さつまいも生産見込みであります。調査結果等については後ほど全員協議会で報告をします。同日、農の雇用事業説明会が13時30分から鹿児島市で開催され、局長が出席しております。内容については、平成26年度3回目募集事業説明会であります。9月26日、県農業会議9月定例常任会議員会議であります。13時30分から鹿児島市で開催され、局長が出席しております。内容については、農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。9月29日、農業者年金基金考査事前協議が10時から西之表市で開催され、局長が出席しております。内容については、10月20日農業者年金基金考査に関する事前協議であります。10月1日、平成26年度農地転用許可実務実態調査、9時30分から研修センターで開催され、局長・職員が対応しております。内容については、九州農政局農村計画部農村振興課 平成25年度転用関係県農業会議へ諮問した5件について、実務の実態調査があったところであります。同日、農地中間管理事業推進市町村等担当者会議が13時30分から鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容については、農地中間管理事業等の推進について事業の事務並びに活用事例についてであります。ここについては本日の会議日程

にありますので、農地中間管理事業については 10 月の定例総会後の全員協議会で内容等の状況等を報告したいと思います。10 月 2 日、町ふるさと祭 町民表彰候補者選考委員会が 13 時から町研修センターで開催され、局長が出席しております。内容につきましては、地方自治功労者・教育文化功労者・社会福祉功労者・産業経済功労者ということになります。農業委員会については 3 期以上が対象ということになっていきます。それと一般関係推薦の分になります。同日、26 年度南種子町ふるさと祭・お祭り広場運営委員会が 13 時 30 分から町研修センターで開催されております。10 月 6 日、現地調査、9 時から町内であります。出席者については、会長、高田農地部長、中峰・石堂・小山・池亀・寺田・白川委員・事務局であります。内容については、農地法 3 条・5 条・奨励金・現況確認・農地パトロールであります。10 月 8 日、農の雇用事業現地調査が 13 時から町内で開催され、局長が出席しております。内容については、県農業会議 黒木氏現地調査・来庁ということで、ここの B、C 株式会社、D の 3 件の現地調査であります。10 月 9 日、平成 26 年度南種子町担い手育成総合支援協議会第 3 回幹事会が 15 時から研修センターで開催され、係長が出席しております。内容については農業経営改善計画認定申請書審査であります。2 名の方で、1 名は再認定、もう 1 名は新規の認定であります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 長 諸般の報告が終わりました、この件の質疑については、この後開催されます全員協議会で取り上げたいと思います。

議長 長 日程第 3、議案協議 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 20 年度第 1 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。なお、議案第 1 号については、わたくし戸石 助美が参与の制限に該当します。依って、議事進行を職務代理にお願いするところですが、本日欠席ですので、振興部長の小脇 又男部長にお願いします。

会長が農業委員会法第 24 条議事参与の制限に該当することになります。それでは小脇振興部長、議事進行をお願いします。

(小脇振興部長、登壇)

振興部長 はい。会長が議事参与の制限に該当しますので、わたくし小脇振興部長が議事を進めてまいります。

日程第 3、議案協議 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 20 年度第 1 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題といたします。議案第 1 号につきましては、戸石会長が農業委員会法第 24 条議事参与の制限に該当することになりますので、従いまして戸石会長の退場を求めます。

(戸石 助美会長、退場)

振興部長 さっそく議事に入りますが、事務局より議案第1号の説明をお願いします。局長。

事務局 それでは議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更（賃貸借権2件）について承認を求めるものでございます。資料の2ページをお開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について内容を説明】

個別の資料につきましては5ページから8ページに添付してありますので、お目通しをお願いします。以上、承認を求めます。説明を終わります。

振興部長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

振興部長 質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

振興部長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号につきましては原案のとおり決定いたしました。

戸石会長の入場を求めます。

（戸石 助美会長、入場）

振興部長 後の議事進行につきましては、戸石会長にお願いをいたします。

（小脇振興部長、降壇）

議長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第3号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。局長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成26年10月31日を公告日とする農用地利用集積計画（賃貸借権9件・使用貸借権1件・賃貸借権期間借用44件）を定めたいので、承認を求めます。資料は12ページをご覧ください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画（案）の賃貸借、使用貸借、賃貸借（期間借用）について内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤

強化促進法第十八条第三項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものですのでよろしくお願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 えー、この件につきましては、(有) Aとの賃貸借で、高田 照美委員が議事参与の制限に当たりますので、高田 照美委員の退場を求めます。  
(高田 照美委員、退場)

議長 えー、(有) Aとの賃貸借で、整理番号 34 番、資料 36 ページです。このことから審議をしてもらいたいと思います。E委員と(有) Aの、(所在地)〇〇△△ 外1筆でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料 36 ページになります。

【議案書にもとづいて、議案第2号、(有) Aとの賃貸借(期間借用)整理番号 34 番について内容を説明】

以上で説明を終わります。

議長 これから質疑に入ります。  
(「はい。」の声あり)

議長 はい。小山委員。

12番委員 はい。これはE委員については、きちっとした名義は本人の名義なんですか。何らトラブルはないんですか。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。一応、登記関係についてもE委員になっています。

12番委員 はい。分かりました。

議長 はい。この件についての異議はないですね。  
(「はい。」の声あり)

議長 この件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、この件については原案どおり決定いたします。高田 照美委員の入場を求めます。

(高田 照美委員、入場)

議長 他の件につきまして、何か質疑があれば。  
(「はい。」の声あり)

議長 はい。白川委員。

10番委員 はい。この期間は1年・3年・5年とかありますよね。1年の人は、来年また再度契約をし直すということですよ。1年間過ぎた後は、もし貸したい・借りたいというあれがあれば。そういうふうに理解してよろしいですか。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。今回の契約の内容につきましては、1年・3年・5年という方々

がいて、今、白川委員からの質問の1年については、今年、9月1日・10月1日に契約して、1月31日・2月28日で切ります。来年度また、その貸す方については、契約を更新する場合には、再度契約ということになります。

10 番委員      それから3年と5年というのはどうなりますか。3年間・5年間はそのままずっと、これが有効で、この人らは今年契約すれば、3年・5年は契約をしなくていいという解釈でいいですかね。

議 長            はい。事務局。

事 務 局        はい。一応、経営基盤強化促進法というのは、その契約期間が過ぎた場合には自動更新はされません。で、再度また手続きをし直すという流れになります。今、ご質問の中の3年・5年については、3年後・5年後に再度また継続して契約した場合には、新たに契約をし直すという流れになります。

10 番委員      はい。分かりました。

議 長            はい。他に質疑ありませんか。

議 長            はい。小山委員。

12 番委員      はい。ちょっと(有)Aとの、先ほど1年契約・3年契約・5年契約とありますが、何かトラブルがあって殆ど5年間ですが、5年間でその貸す人のほうに対しても、問題があった訳ですか。契約の関係で。

議 長            はい。事務局。

事 務 局        はい。一応ここの分については、(有)Aが今回初めてであるということで、相手先も分からないということで、後、1年間様子を見ようという方もいました。それで、一応ここについては、〇〇のレタス栽培も初めてであり、(有)Aも初めてであるということで、状況を見ながら今後その農地の貸し借り関係が上手くいくのか、いかないのかということで、手探り状態のこともありまして、今回、1年・3年・5年という形で設定がなされたところです。以上です。

議 長            はい。他にありませんか。

議 長            はい。小脇委員。

11 番委員      はい。台風の関係で植え付けが遅れておりますので、その関係で早期水稻の植え付けに影響を及ぼす恐れがあるということを入れていただければというふうに思います。まあ、これから来たときの対応等を、また検討する必要があるのかなと思いますけれども、要望として聞いてもらえれば幸いです。

議 長            はい。事務局。要望として小脇委員の意見でございます。

事 務 局        はい。今、言われたことは事務局から、その農地のほうの(有)Aの南種子の責任者が決まっておりますので、その内容についてはまた、十分に協議をして早期水稻・飼料用稲に影響を及ぼさないような形で指導をしていきたいと思っております。

議 長 他にありませんね。  
（「ありません。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・F、譲受人・G 外6件を議題とします。議案第3号の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。37ページをお開きください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が7件です。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

【議案第3号、議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1・2・5・6番、小山委員。

12番委員 それでは説明をします。10月6日にですね。局長以下、農業委員として現地に立ち会ったと思いますが、この整理番号1番、G。整理番号2番、

Hさん。整理番号5番、I君。譲受人の3人は、いずれも「親んし」が昭和33年頃、当時の□□の共有地をですね、集落の権利者・個人に配分された土地です。しかし、現在いまだ名義が変更されていなくて、土地の納税のトラブルになりました。それで、どうするかということで、平成24年3月にですね。集落の総会で平成27年の3月31日まで名義変更しない個人は(土地を)集落に返納、戻し、共有が管理して没収するというです。それぞれ、対価無償で名義整理をするということで、何ら問題はなく、トラブル等も起きる事案ではございませんが、この3件を一括でご検討、ご審議をお願いします。以上です。

議 長 小山委員、6番をお願いします。

12番委員 失礼しました。整理番号6番について説明をします。えー、譲受人のJのお母さん、これはKさんという人です。それで譲渡人のLさんのお父さん、Mさんですけど、これは兄弟です。まあJさんとLさんは従兄弟になりますね。それで現在、Lさんは会社を退職して悠々な生活をしているん

ですが、□□の畑と△△の田んぼですが、□□についてはオオギを作っているし、△△については米を作付しております。今までは納税をしているだけで、Lさんは農業をするあれ（意志）はないということで、おじいさんが元気な内に名義を整理して、現在作っていますので名義を変更して贈与したいと対価無償となっています。Jさんは現在、牛も5頭飼っていますので、まだ元気でこれからも農業経営を拡大していきたいということで、名義を変更するというので、このようになっています。ご検討よろしくお願ひします。以上です。

議 長 整理番号3番、白川委員。

10 番委員 整理番号3番。譲受人・N、譲渡人・O。10月6日、会長・農地部長、中峰委員、石堂委員、事務局立ち会いの下、現地調査をいたしました。現地はNさんの畑も近くにあり、Nさんは田んぼを以前、ずっと昔作っていたんですが、そちらのほうが荒れ地になりまして、どうしても米を作るのに規模拡大をしたいということで、Oさんに相談を申し上げ、今回の売買が成立したというようなことでございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

議 長 整理番号4番、寺田委員。

1 番委員 整理番号4番。PさんとQさんでございますけれども、これは関係はございません。親戚関係も何もないそうでございます。この土地は、現地は〇〇のところに位置しておりますけれども、PさんがQさんのところから以前より土地を借り受けて、Pさんが作付けをしており、今回所有権を買い取って、所有権を移転するというので申請でございます。これからはキビを作付していくということで、Pさんについては、動力、機械等についてもすべて十分にありますので、すべての土地を効率的に経営していくものと思っております。以上です。

議 長 整理番号7番については、わたしのほうより説明をいたします。

5 番委員 R君とSさんの所有権移転ですけど、R君のお父さんが生存中、譲り受けまして、そのままずっととなっております。R君のお母さんが1人で色々しおったんですけど、今度、Tさんの3兄弟の1番下のR君が帰って来られまして、もう4・5年になるんでございます。それで今回、お母さんとR君とで、色々作をしたいということで、Sさんの旦那さんのUさんの名義になった土地でございます。それをUさんが亡くなったことにより、Sさんになりました。このついでに、名義の整理をしたいということで、名義整理の所有権の移転で対価は無償でございます。以上です。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしまし



た。

議 長 日程第6、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請（水田裏作）  
について、譲渡人・V、譲受人・（有）A 代表取締役 Wを議題とします。  
議案第4号の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 はい。55 ページをお開きください。議案第4号 農地法第3条の規定に  
よる許可申請（水田裏作）について、資料を読み上げます。

【議案第4号、議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第  
2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以  
上で説明を終わります。

議 長 この件につきまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。高田委  
員。

8 番委員 はい。今回のVさんと（有）Aとの水田裏作による賃貸借契約ですけれど  
も、現地確認をいたしまして、現地は□□のXさんの家の前の土地になり  
ます。現地につきましては、まあ行った段階では1筆、〇〇の土地につき  
ましては、もう既に畝立てがなされておりました。ビニールを掛けて植え  
付けの準備をしておりましたが、もう1筆のほうは、まだされておりませ  
んでした。まあ今後もこういう契約みたいのを盛り込んだ賃貸借でござい  
ますので、（有）Aがそれぞれ管理をしていけるものと思われまますので、よ  
ろしく願いをいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
（「はい。」の声あり）

議 長 はい。事務局。

事 務 局 はい。資料の55 ページ、農地法第3条の水田裏作関係の案件ですが、  
先ほど経営基盤強化促進法の期間借用の案件が出ました。今回3条ですが、  
ここについては、借りる方については、（有）Aということで町の認定農業  
者になっていますので、経営基盤強化促進法を活用した農地の賃貸借を進  
めていくということです。

今回、この3条が一部出てきたんですが、ここについては、今現段階、  
Vさんは農地の地権者で、それを現段階は別の方に3条で使用貸借を契約  
しているということで、ここについては3条関係で契約したものについて  
は、期間借用も3条でしなさいということで、県の指導もありまして、今  
回経営基盤法ではなくて、今現在継続されています、3条での申請という  
ことになりますので、補足説明をします。

12 番委員 了解。それを聞いたかったところです。

議 長 はい。今の事務局の説明のとおりでございます。

(「はい。」の声あり)

議 長

はい。小脇委員。

11 番委員

はい。これは、賃貸料は反当 20,000 円ですか。

事 務 局

はい。賃貸料は 20,000 円です。

11 番委員

えっと、農業者年金の給付・受給には影響しないか。お金を貰っても。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

年金関係については、10 年間設定をしております、受給開始後、ここについては、10 年間は特例処分農地ということで該当しますが、2 回目以降ということで、特例処分農地から外れていますので、今言われる年金関係の受給については支障がありません。

議 長

はい。そういうことです。

11 番委員

分かりました。

議 長

はい。他に質疑はないですか。

議 長

異議がないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号については原案どおり決定いたしました。

議 長

日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、譲渡人・Y、譲受人・Z 株式会社 代表取締役 a を議題とします。事務局より議案第五号の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局

はい。58 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件です。議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

#### 【議案第 5 号、議案書をもとに朗読】

詳細につきましては次のページからの資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、高田委員。

9 番委員

はい。今回の Y さんと Z との契約で、転用許可申請につきまして、現地を廻ったところでございました。Y さんの土地につきましては、□□の○ ○地区ゲートボール場の奥でございまして、△△さなあ下りる▽▽坂の手前でございます。この周辺には 66 ページの字図を見ていただければ分かりますが、Y さんと b さんの畑 2 枚が畑として利用されておりました、後は全部原野になっております。

今回の申請につきまして、Y さんは今までここに甘薯等の作付けをして

おりましたけれども、今後は大型機械での作業等に、場所的に利用しにくいというようなことがありまして、今回の発電の願いが出たところで、それではということで、まあ今回このような形で申請が出てきているようでございます。申請地につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように農用区域外で第2種農地となっておりますので、別に問題はなかろうと思います。この件につきましては、賃貸借での契約でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
（「はい。」の声あり）

議 長 はい。白川委員。  
10 番委員 えっと 65 ページに、c の受付が 7 月 28 日とあるんですけど、買電の関係はどうなるんですか。教えてください。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 はい。内容に関しましては、c のほうに確認しましたところ、確かに買電するという確認は採りました。後、詳しい内容につきましては、全協のほうで、別紙で用意しておりますので説明したいと思ひます。資料 65 ページをお願いします。これが c とその契約者に対する電力販売に関する申込書ですけども、これが 7 月 28 日付けの受付で、これが書いてあるとおり、設備所在地の変更受付の関係で 2 回目の受付になります。1 回目の受付は 26 年 3 月 31 日に一度、申し込みということで提出していますので、c のほうの受付に関しましては、離島に関しましては、種子島、対馬、奄美とかの離島に関しましては、26 年の 7 月 25 日までに受付をしたものに関しては、販売保留の除外ということで買電はしていくとのことですので、今回の案件に関しましては、間違いなく買電はするとのことですので、以上です。

10 番委員 はい。分かりました。

議 長 はい。事務局の説明のとおりであります。

議 長 はい。他に。はい、小脇委員。

11 番委員 どうでしょう。日曜日の新聞がちょっと気になってですね。〇〇（新聞）に内地で造ったまま、まだ線も接続されないでいるということで、国の動向もあるんでしょうけど、様子を見らんと本当に繋がるのかどうかという不安定な状況にあるようです。新聞では確か 3 月に設置をしたかどうかで、まだ繋がってないということで、10 月からは設置した費用の償還が始まるけれども何の返答もないということで、実際的に本当に繋がるのかというのが疑問視されているのが、内情ですよ。まあ国が今から検討するようになっているようですが、本来土地は売らなくてもいいと思うんですが、場所的には問題ないかと思うんですが、問題はその後、もし国が、c が断った場合にその土地はどうなるのか引っかかるもんだから。まだ工事は始めておらん訳やらな。

議 長  
事 務 局

はい。事務局。

はい。後ほど全員協議会のほうでも、ここの太陽光発電については検討をしていこうということで考えておりましたが、前回の9月の県常任会議のほうでこの質問が出まして、ちょっと新聞の一番最初の、新聞関係の報道される以前の県の諮問の協議が出ました。まとめて言えばこの新エネルギー関係の施設関係については施設を建てるというのは許可は貰っていても、c関係の買受関係の契約が拒否をされるということも予想されると、県のほうでその統一した資料の添付が必要ではないかということがありました。ここについては、県のほうが統一した指導をしますということで、今回10月ですが、要望は付けていません。今回、小脇委員が質問された部分については、このZの申請については、65ページで確認されております太陽光発電からの電力販売に関する買電申込みについて内容を確認したところです。えーこの件については、申込書ですから、申込書をcのほうで受付をしましたという印鑑をいただいています。先ほど事務局のほうから説明をしまして26年3月31日で1回目の申請をして、誤字脱字関係があつてここの2回目の修正の申請書ということになっています。cとの流れを聞きますと、cのほうについては決定通知というのは出さないということです。今の現段階では受付をして、それが現場的にその施設が建てられる場所かという確認に行つて、その後工事に入るそうです。工事内容につきましては、そこまで、施設があるところの電柱の工事、配線工事をまずcがしなければいけない部分、個人が負担をしなければいけない部分ということで、ここについては工事着工に入つてということでありまして、今回については、ここの3月31日までの申請受付ということで、後ほど勉強します、平成26年7月25日以降の申請分には当たらないということになりますので、ここについては買電契約が成り立つものということで、事務局で判断をして議案の提案をするところでありまして。

議 長  
11 番委員  
議 長

小脇委員。今の説明でよろしいですか。

良かったのかな。

契約は出来ているということでございます。

事 務 局

はい。関連しまして、県のほうから指導を仰ぐということですが、県のほうについてはcからのこの買電、電力販売に関する申込書に対する受付後の許可証、確かに受け付けましたと、買い取りますという許可証自体を発行してもらうということで県のほうが、ここの電力会社のほうに指導をするということになっておりますので、そこ事態がまだ様式が定められていませんので、今回は電話と申請が確かにしているかということを確認を事務局のほうで確認させてもらったところです。

議 長  
議 長

はい。他に質疑ありませんか。

異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい。賛成多数ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については、賛成多数ですので原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議 長 日程第8、議案第6号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・  
d 外2件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野  
主事補。

事 務 局 67ページをお開きください。議案第6号 農地流動化奨励金交付申請に  
ついて説明します。

【議案第6号、議案書をもとに朗読】

現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題は  
ないと思います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第6号については、原案のとおり決定す  
ることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案  
どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしまし  
た。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。